

令和7年度

栃木南部農業水利事業

西部幹線排水路用地測量その3業務

特 別 仕 様 書

関東農政局栃木南部農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、栃木南部農業水利事業西部幹線排水路用地測量その3業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
- 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特別仕様書又は共通仕様書の中に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務概要)

第2条 本業務は、国営栃木南部土地改良事業計画に基づき実施する西部幹線排水路改修工事に係る土地取得等に伴う周辺土地の用地測量を行うものである。

(1) 実施場所

栃木県小山市大字白鳥地内ほか（別添施行位置図のとおり。）

(2) 調査区域

- ① 地域区分は、耕地とする。
- ② 調査区域面積は、13.17ha とする。

(班編制)

第3条 本業務は、2班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第5条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、公共座標による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。
- (3) 縮尺は、1/500とする。

(貸与資料等)

第6条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和2年度 西部幹線排水路用地測量その2業務	1式	
その他必要な資料	1式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を開覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な開覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第7条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

用地測量

作業項目	数量	備考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査	1 業務	耕地
(3) 転写連続図の作成	13.17ha	
(4) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
(5) 依頼書の作成	2.97km	
(6) 協議書の作成	2.97km	
(7) 境界の確認	13.17ha	耕地
(8) 土地境界確認書の作成	11.57ha	耕地
(9) 境界測量	13.17ha	耕地
(10) 境界点間測量	13.17ha	耕地
(11) 用地実測図の作成	13.17ha	1/500
(12) 用地平面図等の作成	13.17ha	1/500

(指示事項)

第8条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (2) 依頼書の作成
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (3) 協議書の作成
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (4) 境界確認
 - ①立会通知は、立会日の10日前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
 - ②杭の規格は4.5cm×4.5cm×45cmとする。
 - ③境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。立会人の日当は8,450円/人とし、人数は45人とする。
- (5) 用地実測図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (6) 用地平面図作成
 - ①用地実測図を基に、用地平面図、境界点番号図を作成する。
 - ②上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
 - ③図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (7) 工程制限
境界の確認に伴う立会及び境界点の表示の作業については、収穫期(10月中を想定している)を避けた工程を計画するものとする。

(管理技術者)

第9条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第10条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局栃木南部農業水利事業所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間1回
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物等)

第11条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 転写連続図	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	A1版1部, A3縮小版1部
	原 図	〃	図面ファイル (三ツ折)
(2) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	綴込み
	原 本	1部	
(3) 用地実測図	電子データ	正副2部	CD-R等
	製 本	2部	A1版1部, A3縮小版1部
	原 図	1部	図面ファイル (三ツ折)
(4) 用地平面図等 ①用地平面図 ②境界点番号図	電子データ	正副2部	CD-R等
	製 本	2部	A1版1部, A3縮小版1部
	原 図	1部	図面ファイル (三ツ折)

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(5) 土地境界確認書	電子データ	正副2部	CD-R等
	書 面	1部	
	原 本	〃	

2 成果物の提出先は、関東農政局栃木南部農業水利事業所とする。

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第12条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第7条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
- (2) 〃 第8条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
- (3) 〃 第10条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
- (4) 〃 第11条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 そ の 他

(低入札価格契約における第三者照査)

第13条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の確認を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア)親会社と子会社の関係にある
 - (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ②人的関係
 - (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の当該部門の業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。

- 6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い
特別仕様書第 10 条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第 1 2 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第 4 1 条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（疑義）

第 14 条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。